



目次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (")	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園下水道課)	1
公 告	
○肥料の登録の失効 (環境農業推進課)	2
○普通肥料の検査の結果の概要 (")	2
○特殊肥料の検査の結果の概要 (")	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (3・29揭示)	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (")	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (")	3
○政治団体の設立の届出	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	4
○資金管理団体の指定の取消しの届出	5
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	5
正 誤	
◎正誤 (平29・3・17付け 告示ほか)	6

告 示

高知県告示第338号
救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成29年4月11日

高知県知事 尾崎 正直
医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限
医療法人仁栄会 高知市比島町四丁目 平29・4・ 平32・4・
島津病院 6番22号 11 10

高知県告示第339号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成29年4月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年4月11日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横浪公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市宇佐町井尻宇日和山334番1	前	8.0 }	41
	後	10.0 }	41
土佐市宇佐町井尻宇日和山334番1	前	8.0 }	75
	後	11.0 }	75

高知県告示第340号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成29年4月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年4月11日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市三ツ又字ナカレダ417番17から四万十市三ツ又字ナカレダ417番7まで	前	3.8 }	78
	後	7.4 }	60

高知県告示第341号
道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成29年4月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年4月11日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大方大正
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市三ツ又字ナカレダ417番17から四万十市三ツ又字ナカレダ417番7まで	60	平成29年4月11日

高知県告示第342号
都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年4月11日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和61年12月高知県告示第768号高知広域都市計画下水道事業 (南国市公共下水道十市処理区)
- 3 事業施行期間 昭和61年12月26日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成6年4月高知県告示第200号の事業地に南国市十市字北天神、字南天神、字天神、字福ノ谷、字内丸、字前堂、字下田川原、字西ノ川、字尾崎、字足形谷、字西山、字八行寺及び字巢鴻地内を加える。

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。
平成29年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
高知県第645号	混合有機質肥料	土州魂（緑）特号	窒素全量 5.8 りん酸全量 8.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	平成29年3月6日

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成29年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

平成28年12月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	株式会社刈谷石灰工業所	65消石灰	主成分－AL				
〃	井上石灰工業株式会社	〃	〃				
混合有機質肥料	十市農業協同組合	十市有機	主成分－TN、TP、TK	TP－保証成分量不足			

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出して検査した結果である。
 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 3 主成分の略号は、次のとおりである。
 AL－アルカリ分、TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。
 平成29年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

平成29年1月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要	備考
たい肥	小松 正幸	牛肥	TN 0.42% TP 0.33% TK 0.46% C/N 28 水分 73%	
〃	眞嶋 順一	たい肥	TN 2.0% TP 2.4% TK 3.9% C/N 17 水分 15%	
〃	岩村堆肥利用組合	牛糞堆肥	TN 1.3% TP 1.0% TK 1.8% C/N 16 水分 46%	

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量
 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 平成29年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年3月10日 28高都計第818号	南国市十市字天神 3484番35ほか	高知市稲荷町7番 25号 幸創建設株式会社 代表取締役 福永 清彦

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,497人である。

平成29年3月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、170,805人である。

平成29年3月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年3月29日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

高知市選挙区	93,645人
室戸市・東洋町選挙区	5,097人
安芸市・芸西村選挙区	6,343人
南国市選挙区	13,399人
土佐市選挙区	7,897人
須崎市選挙区	6,441人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	8,103人
土佐清水市選挙区	4,229人
四万十市選挙区	9,843人
香南市選挙区	9,400人
香美市選挙区	7,676人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,302人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,593人
吾川郡選挙区	8,688人
高岡郡選挙区	17,209人
黒潮町選挙区	3,415人

高知県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月11日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
市川けんじ後援会	市川 賢仁	市川 賢仁	吾川郡いの町長沢141-22	平29・2・2
山本荘一郎後援会	松岡 幾世	羽方 泰作	吾川郡いの町2978-1	平29・2・13

高知県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月11日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

--	--	--	--	--

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党南国市支部（坂本 孝幸）	異動なし	西本 良平	異動なし	平29・2・7
新			植田 豊		
旧	日本共産党高知県委員会（春名 直章）	佐竹 峰雄	谷川 嗣宣	異動なし	平29・2・12
新		春名 直章	佐藤 彰		
旧	日本共産党高知地区委員会（金子 協輔）	和田 浩一	異動なし	異動なし	平29・2・26
新		金子 協輔			

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	日本栄養士連盟高知県支部（藤村 巖）	異動なし	高田 昌子	異動なし	平28・4・1
新			高橋 立		
旧	全日本不動産政治連盟高知県本部（森木 安子）	松岡 勇一	森木 安子	異動なし	平28・5・13
新		森木 安子	清水 正博		
旧	浜口たくや後援会（浜口 卓也）	異動なし	異動なし	高知市介良乙1006-6	平28・9・1
新				高知市廿代町17-	

				20	
旧	岡本つかさ後援会（公文 豪）	楠瀬 良子	異動なし	異動なし	平29・1・10
新		公文 豪			
旧	常石ひろたか後援会（恒石 博高）	異動なし	異動なし	安芸郡田野町3137-4	平29・2・4
新				安芸郡田野町738-2	
旧	吉良富彦後援会（鎌田 伸一）	久保 昇	異動なし	高知市宝町10-5	平29・2・7
新		鎌田 伸一		高知市愛宕町二丁目21-7	
旧	橋元陽一後援会（坂本 貞雄）	異動なし	松本 正人	異動なし	平29・2・16
新			渡辺 忠直		
旧	市川けんじ後援会（川村 隆通）	市川 賢仁	異動なし	異動なし	平29・2・17
新		川村 隆通			

高知県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月11日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
香美にろう会	黒岩 直良	平28・8・30

高瀬満仲後援会	山本 哲資	平29・2・22
---------	-------	----------

高知県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月11日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	取消年月日
黒岩 直良	香美にろう会	平28・8・30

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年4月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成29年度総務事務集中化システム運用保守委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター・四国情報管理センター株式会社・株式会社ソフテック連合体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
40,284,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄	正	誤
平29・3・17	9921	○告示	13	右 (26)	<u>3・3・10号</u>	<u>3・3・10</u>
				右 (31)	<u>変更なし</u>	なし
				右 (33)	<u>なし</u>	変更なし
平29・3・24	9923	公布された条例のあらまし	6	右 (18)	<u>条例の廃止</u>	条例改正の目的
平29・3・31	9925	◎告示	3	左 (43)	<u>安芸郡安田町</u>	安田町